

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年6月21日

横浜市契約事務受任者
教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
豊岡小学校水泳プール修繕
- 2 履行(納品)場所
横浜市鶴見区豊岡町27-1
横浜市立豊岡小学校
- 3 契約日
令和6年5月24日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年6月17日
- 5 契約金額
999,900円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市鶴見区佃野町1番9号
極東塗装工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
プール内の水槽の塗装が剥がれ、水泳学習の際に生徒が怪我する可能性があり、プール開き前(1週間前)に修繕する必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿に登録されている市内中小企業から管の資格を有しており、事案が生じた段階で速やかに対応ができる業者を選定しました。
- 9 所管課
横浜市立豊岡小学校